

◎総務部長（竹内正隆君）

再質問にお答えいたします。

まず、このタイムラインの策定につきましては、国・県、そして本市を含む流域市町で構成する手取川・梯川大規模氾濫に関する減災対策協議会というものを組織しました。そこで、国・県、そういったところと調整いたしまして、具体的には策定したのは、平成28年5月に策定をしております。

具体的な内容につきましては、これは災害発生時をゼロアワーということで、その5時間前、8時間前から何を行うかということで申しますと、例えば手取川ですと、この洪水の最高水位に到達する時間を、これをプラスマイナスゼロとすれば、その8時間前には、例えば金沢河川国道事務所については、水防警報を出す、白山市においては、警戒態勢をとるということでスタートします。

5時間前になりますと、避難判断水位に到達する、そのときには、河川国道事務所については、洪水予防を行う、それを受けて、白山市としては、災害対策本部体制になりまして、避難準備情報、あるいは高齢者等避難開始等の情報を出していく。

そして、3時間前になりますと、氾濫危険水位に到達したということを想定いたしますと、避難勧告を市が出すという形で、タイムラインが既に定められているということでございます。